

消防設備点検業務委託仕様書

(適用)

第1条 この仕様書は門真市（以下「発注者」という。）が発注する「消防設備点検業務委託」（以下「本業務」という。）に適用するものとする。

(通則)

第2条 本業務は消防法17の3の3に基づく点検であり、下記の事項に則り遂行しなければならない。

- (1) 消防用設備等の点検の基準及び消防用設備等点検報告書に添付する点検票の様式を定める件
- (2) 消防法施行規則の規定に基づき、消防用設備等又は特殊消防用設備等の種類及び点検内容に応じて行う点検の期間、点検の方法並びに点検の結果についての報告書の様式を定める件

(届出等)

第3条 受注者は、契約締結後速やかに下記の事項を発注者に提出しなければならない。

- (1) 消防用設備等（特殊消防設備等）点検者一覧表
- (2) 緊急時の連絡先
- (3) 点検計画表

(業務場所)

第4条 本業務を行う場所は、下記のとおりである。

- (1) 一番町調節池（門真市一番町23番地内）
- (2) 三ツ島調節池（門真市三ツ島3丁目12番6号）
- (3) 門真南調節池（門真市三ツ島2丁目27番地内）
- (4) 五月田府住第1ポンプ場（門真市五月田町20番10号）
- (5) 桑才排水機場（門真市東田町26番21号）
- (6) 下八箇荘排水機場（大阪市鶴見区中茶屋1丁目1番48号）

(業務内容)

第5条 第2条1項1号の規定に基づき、下記の点検を行う。

- (1) 総合点検 消防用設備等の全部若しくは一部を作動させ又は当該消防設備等を使用することにより、当該消防設備等の総合的な機能を消防用設備等の種類に応じて確認する。

(2) 機器点検 次の事項について、消防用設備等の種類等に応じ確認する。

ア 消防用設備等の機器の適正な配置、損傷等の有無その他主として外観から判別できる事項

イ 消防用設備等の機能について、外観から又は簡易な操作により判別できる事項

2 各施設における消防設備は別表のとおりである。

(委託期間)

第6条 契約締結日から令和9年3月31日まで

(点検回数)

第7条 2回（総合点検1回、機器点検1回）

(提出書類)

第8条 本業務を履行するに当たり以下の書類を提出すること。

(1) 着手届

(2) 業務実施計画書

(3) 点検結果報告書（紙媒体及びCD等によるデータ）

(4) 完了届

(5) その他発注者の指示するもの

(支払方法)

第9条 完了払

(雑則)

第10条 受注者は点検の実施日について、発注者と協議し決定すること。

2 受注者は点検後、点検結果報告書を紙媒体で作成するとともにCD等に記録し提出すること。

3 受注者は消防設備に異常が確認された場合、速やかに発注者に報告すること。

(疑義)

第11条 受注者は、この仕様書及びその他疑義が生じた場合には、発注者に協議するものとする。

別表

消防設備一覧表

一番町調節池

消防設備名	数量
消火器（蓄圧式）	3 本

三ツ島調節池

消防設備名	数量
消火器（蓄圧式）	1 本
誘導灯	3 台

門真南調節池

消防設備名	数量
消火器（蓄圧式）	1 本
誘導灯	2 台

五月田府住第1ポンプ場

消防設備名	数量
消火器（蓄圧式）	1 本

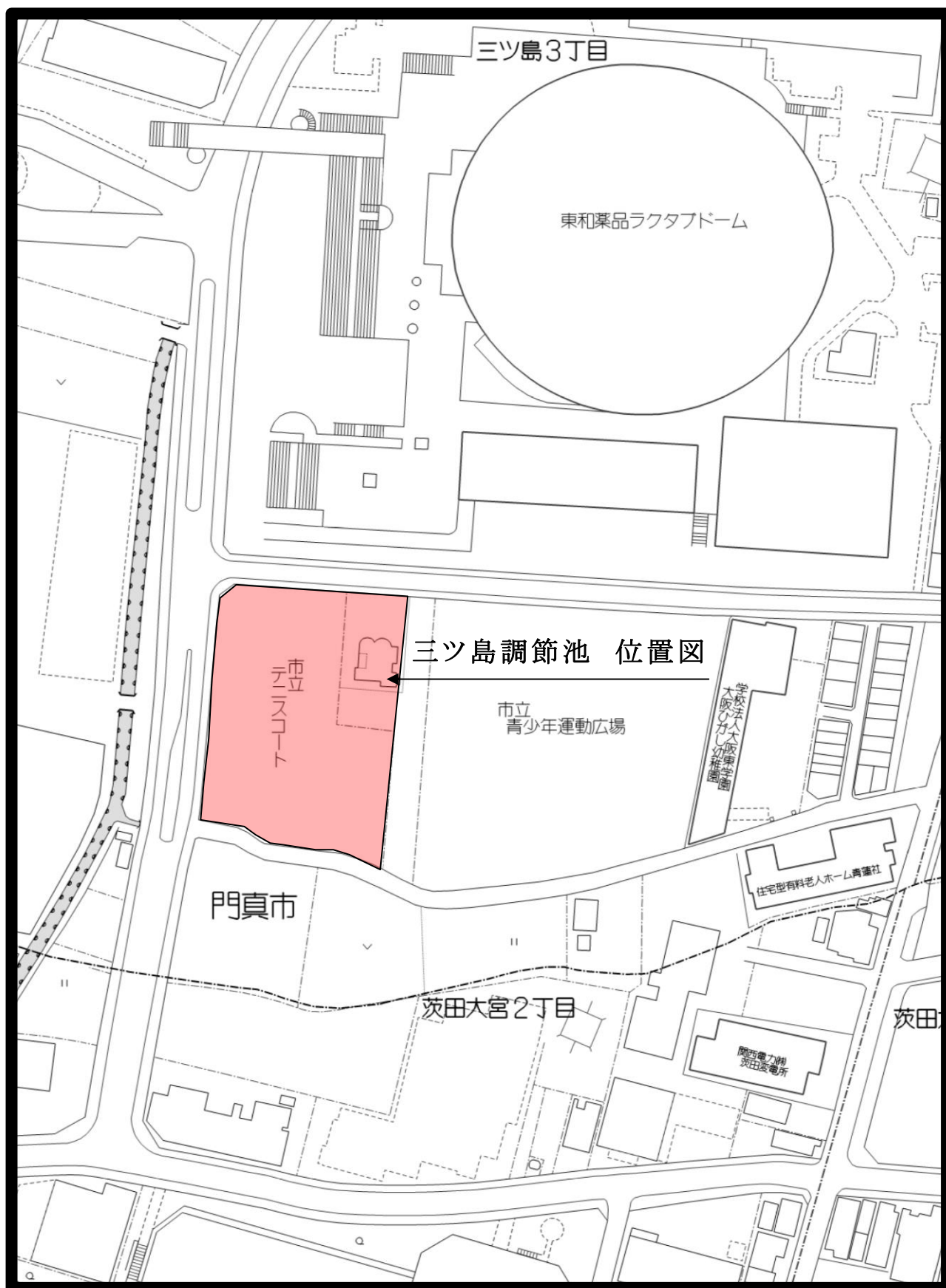
桑才排水機場

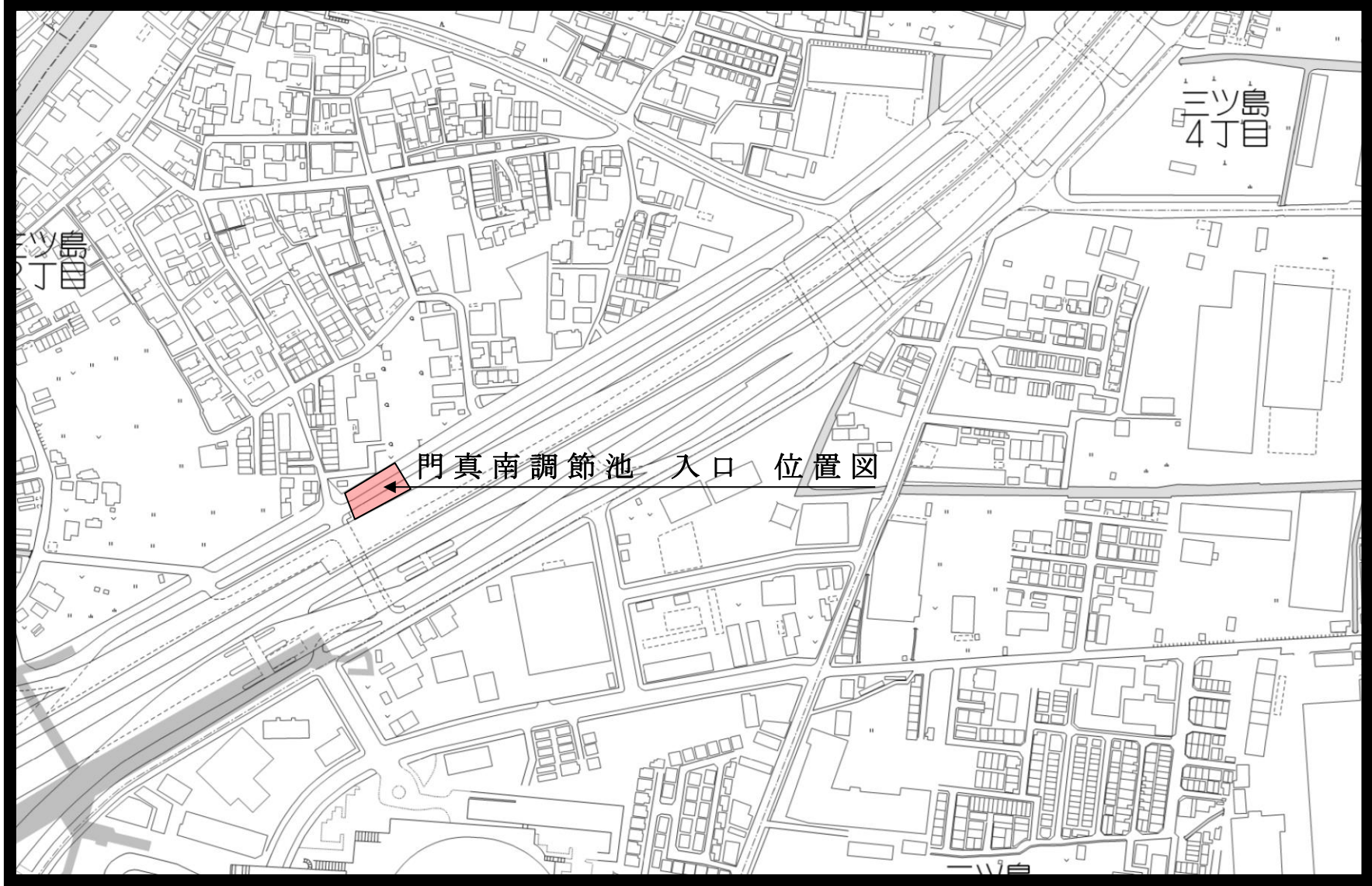
消防設備名	数量
消火器（蓄圧式）	2 本

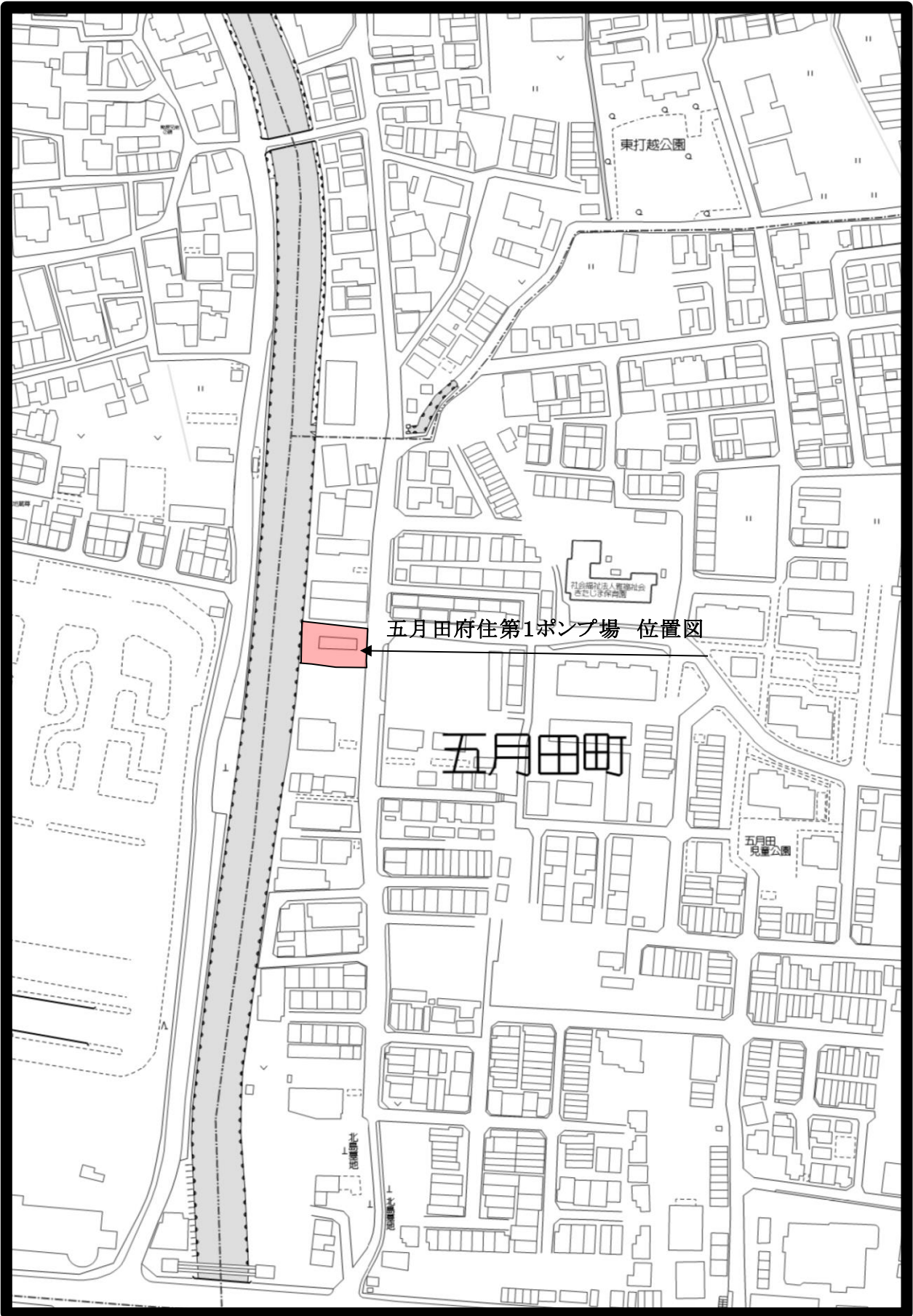
下八箇荘排水機場

消防設備名	数量
消火器（蓄圧式）	5 本
消火器（泡）	1 本









五月田府住第1ポンプ場 位置図

五月田町

五月田
児童公園

東打越公園

社会福祉法人 五島社会
せせじき保育園



